

平成 27 年 9 月 1 日

お客様各位

鹿島建物総合管理株式会社  
代表取締役社長 宅 正雄

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、下記のとおり、所轄監督官庁の国土交通省関東地方整備局長より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(第 81 条)に基づく指示処分を受けましたので、ご報告申し上げます。

弊社では、既に違反行為の再発防止に向けた従業員教育および社内チェック体制の見直しを実施いたしておりますが、このたびの処分を厳粛に受け止め、法令遵守の更なる徹底を図っていくことで、お客様の信頼回復に努めてまいり所存でございます。

お客様各位に於かれましては、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深く詫び申し上げます。

敬具

記

1. 処分年月日

平成 27 年 8 月 6 日

2. 処分の内容

「指示」

3. 処分理由

管理受託している複数の管理組合において、以下の法令違反があったため。

- 1) 従前の管理受託契約と同一の条件で契約の更新をした際に、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面の交付がされていなかった。
- 2) 従前の管理受託契約と同一の条件で契約の更新をした際に、当該管理者に対し、管理業務主任者をして、重要事項を記載した書面を交付して説明がされていなかった。
- 3) 管理受託契約の更新をした際に、当該管理者に対し、契約成立時の書面の交付がされていなかった。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿島建物総合管理株式会社 マンション事業部

電話番号 03-5228-5176 (受付時間 平日 8:30~17:30 土・日・祝を除く)